

札教課第 177 号  
令和 6 年(2024 年) 5 月 24 日

園 長 様  
学校長 様

札幌市教育委員会  
学校教育部長 佐藤 圭一

### 個人情報の適正な取扱いに関わる注意喚起について

各園・学校においては、令和 5 年 2 月 17 日付け札教課第 740 号を踏まえ、評価・評定や日常の記録をはじめ、名簿や転出入に係る文書等、日頃から個人情報の取扱いに留意しながら文書の作成等の業務を進めていただいているところです。

このような中、過日、市内の学校において、児童生徒の個人情報が他者の目に触れる事故が発生しました。

については、個人情報の適正な取扱いについて、下記の点に十分留意するよう教職員に周知徹底を図るとともに、情報管理や点検体制の確認や見直しの徹底をお願いします。

### 記

- 1 学校運営やクラス運営の内部情報を含む個人情報等を記載した文書の流出や紛失を防ぐため、関係者への配付は必要最小限に留めることはもちろん、施錠のできる保管場所を明確に定めておくなど、その管理には最大限の注意を払うこと。また、みだりに職員室外に持ち出さず、役割を終えた文書については責任を持って廃棄すること。
- 2 文書等の表記については、園・校内向け文書であっても、幼児児童生徒や保護者の立場に立って記載するなど、人権に配慮した適切な表現が用いられているか確認すること。
- 3 家庭状況調査票など、年度末に更新する文書については、文書の所在や管理体制を再確認して、入れ替えや書き換え作業等を行うこと。

(担当 教育課程担当課義務教育担当係 TEL211-3891)